

○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（抄）

（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

（特定事業を営む会社に対するこの規則の適用）

第二条 別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）を営む株式会社又は指定法人が、当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁この規則に準じて制定した財務諸表準則（以下「準則」という。）がある場合には、当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第六条、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十八条の二まで及び第一百条から第一百八条までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定めのない事項についてはこの限りでない。

別記「第二条・第一百九条」

一〇八（略）

九 水運業

十〇九（略）

○外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（抄）

（昭和二十八年法律第一号）

（会社に対する勧告等）

第十条 運輸大臣は、利子補給契約に係る融資を受けた会社であつて、当該利子補給契約により現に政府が日本政策投資銀行又は一般金融機関に対し利子補給金を支給することとなつているものは現に国庫納付義務残高が存するものに対し、不当な経理の是正その他経理の改善若しくは不当な競争の排除について勧告をし、又は業務若しくは経理の監査をすることができる。

○外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則（抄）

（昭和二十八年運輸省令第五十一号）

第十五条 法第十条第一項の会社は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、その内容についてあらかじめ運輸大臣に報告しなければならぬ。ただし、第二号から第四号までに掲げる事項でそれぞれ当該各号の額が十億円未満である場合におけるものであつて運輸大臣が定めるものについては、事後において、四半期ごとに、その内容について報告すれば足りる。

一〇九（略）

3 前項第一号に掲げる書類は、運輸大臣が告示する財務諸表準則の定めるところにより、前項第二号から第九号までに掲げる書類は、別に告示で定める様式により作成しなければならない。

○海運企業財務諸表準則（現行）

（昭和二十九年運輸省告示第四百三十一号）

最終改正…平成一八年八月三日号外国土交通省告示第九一九号

目次

第一章	総則（第一条―第三条の五）
第二章	損益計算書（第四条―第一五条）
第三章	株主資本等変動計算書（第十六条―第二十三条）
第四章	貸借対照表（第二十四条―第六十七条）
第一節	総則（第二十四条・第二十五条）
第二節	資産（第二十六条―第四十八条）
第三節	負債（第四十九条―第五十九条の四）
第四節	純資産（第六十条―第六十六条）
第五節	雑則（第六十七条）
第五章	附属明細表（第六十八条―第七十条）
	〔附則〕

第一章 総則

第一条 海運業を営む株式会社の損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表及びこれらの書類の附属明細表（以下「財務諸表」という。）は、この告示の定めるところにより作成するものとする。

第二条 財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

- 一 経営成績及び財政状態に関する真実の内容を表示すること。
- 二 利害関係人に対して経営及び財政の状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示すること。
- 三 会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。
- 四 財務諸表に記載すべき事項で同一の内容のものについては、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて、同一の表示方法を採用すること。
- 五 その他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこと。

第三条 この告示において「親会社」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

2 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社

とは、次の各号に掲げる会社をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。

- 一 他の会社等（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社
- 二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社
 - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
 - ロ 役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事

業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

- ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - 二 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び第四項第二号ロにおいて同じ。）を行つていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額に合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。
 - ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
 - 三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社
- 3 この告示において「関連会社」とは、会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、

技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

- 4 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合は、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 一 子会社以外の他の会社等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合
 - 二 子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
 - イ 役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることが

きる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行つていること。

ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

四 複数の独立した企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業に該当する場合

5 この告示において「関係会社」とは、財務諸表を作成する会社（以下「財務諸表作成会社」という。）の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表作成会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

6 この告示において、「自己株式」とは、財務諸表提出会社が保有する財務諸表提出会社の株式をいう。

第三条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法（次条において「会計方針」という。）で次に掲げる事項は、貸借対照表の次に記載する。ただし、重要性の乏しいものについては、その記載を省略することができる。

- 一 有価証券の評価基準及び評価方法
- 二 たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 三 固定資産の減価償却の方法
- 四 繰延資産の処理方法
- 五 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 六 引当金の計上基準
- 七 収益及び費用の計上基準
- 八 その他財務諸表作成のための重要な事項

第三条の三 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を前条の規定により記載した事項の次に記載する。

- 一 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更

の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

- 二 表示方法を変更した場合には、その旨及びその内容

第三条の四 財務諸表において注記すべき事項については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「規則」という。）の規定による。

第三条の五 この告示の規定により記載すべき注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下同じ。）として記載することが適当であると認められるものを除き、第三条の二及び第三条の三の規定により記載した事項の次に記載する。ただし、第三条の二の規定により記載した事項と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

2 この告示の規定により特定の科目に關係がある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との關係を明らかにする。

第二章 損益計算書

第四条 収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載する。

- 一 海運業収益
- 二 海運業費用

- 三 その他事業収益
- 四 その他事業費用
- 五 一般管理費
- 六 営業外収益
- 七 営業外費用
- 八 特別利益
- 九 特別損失

第五条 海運業収益は、運賃、貸船料及びその他海運業収益の科目に区分して記載する。ただし、その他収益として記載すべきものうちその金額が海運業収益の総額の百分の十を超えるものについては、当該収益を示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

2 運賃は、貨物運賃及びその他運賃の科目に区分して記載する。

第六条 海運業費用は、運航費、船費、借船料及びその他海運業費用の科目に区分して記載する。ただし、その他海運業費用として記載すべきものうちその金額が海運業費用の総額の百分の十を超えるものについては、当該費用を示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

2 運航費は、貨物費、燃料費、港費及びその他運航費の科目に区分し、船費は、船員費、船舶消耗品費、船舶保険料、船舶修繕費、船舶減価償却費及びその他船費の科目に区分して記載する。

第六条の二 海運業収益の総額から海運業費用の総額を控除した額（海運業費用の総額が海運業収益の総額を超える場合は、海運業費用の総額から海運業収益の総額を控除した額）を海運業利益又は海運業損失として表示する。

第七条 その他事業収益は、海運業以外の事業に係る収益を事業の種類ごとに区分し、当該事業の名称を附した科目をもつて記載する。

第八条 その他事業費用は、海運業以外の事業に係る費用を事業の種類ごとに区分し、当該事業の名称を附した科目をもつて記載する。

2 前項の規定により区分して記載された金額が海運業費用、その他事業費用及び一般管理費の合計額の百分の十を超えるものについては、当該事業費用の内訳を記載した明細書を損益計算書に添付する。

第八条の二 その他事業収益の総額からその他事業費用の総額を控除した額（その他事業費用の総額がその他事業収益の総額を超える場合は、その他事業費用の総額からその他事業収益の総額を控除した額）をその他事業利益又はその他事業損失として表示する。

第八条の三 海運業利益又は海運業損失の額にその他事業利益又は

その他事業損失の額を加減した額を営業総利益又は営業総損失として表示する。

第九条 一般管理費は、適当と認められる科目に区分して記載する。

2 通常の取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。以下同じ。）に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失は、異常なものを除き一般管理費として、当該費用を示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

第九条の二 営業総利益の額から一般管理費の総額を控除した額（一般管理費の総額が営業総利益の額を超える場合は、一般管理費の総額から営業総利益の額を控除した額）を営業利益若しくは営業損失として表示し、又は営業総損失の額に一般管理費の総額を加えた額を営業損失として表示する。

第十条 営業外収益は、受取利息（有価証券利息を除く。）、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益及びその他営業外収益の科目に区分して記載する。ただし、各収益のうちその金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて記載することができる。

第十一条 営業外費用は、支払利息、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却、新株発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第九条第二項の規定により一般管理費として記載されるもの及び異常なものを除く。）、有価証券売却損及びその他営業外費用の科目に区分して記載する。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて記載することができる。

第十一条の二 営業利益又は営業損失の額に、営業外収益の総額を加減し、次に営業外費用の総額を加減した額を経常利益又は経常損失として表示する。

第十二条 特別利益は、前期損益修正益、固定資産売却益及びその他特別利益の科目に区分して記載する。

第十二条の二 特別損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、災害による損失及びその他特別損失の科目に区分して記載する。

第十二条の三 経常利益又は経常損失の額に、特別利益の総額を加減し、次に特別損失の総額を加減した額を税引前当期純利益又は当期純損失として表示する。

第十二条の四 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益又は税引前当期純損失の次に記載する。

一 当該事業年度に係る法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 税引前当期純利益又は税引前当期純損失に前項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益又は当期純損失として記載する。

3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載する。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、第一項第一号に掲げる項目の金額を含めて表示することができる。

第十三条 引当金繰入額は、その設定目的及び引当金繰入額であることを示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

2 前項の規定により税金引当額を区分して記載した場合においては、当該租税の種類を示す名称を付した科目を設けて記載する。

第十四条 削除

第十五条 損益計算書の様式は、別表第一号表の例に、損益計算書の勘定科目の内容は、この章に定めるものの外、別表第十六号表の例による。

第三章 株主資本等変動計算書

第十六条 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載する。

2 株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて記載する。当該区分及び科目は、前事業年度末及び当事業年度末の貸借対照表における純資産の部の区分及び科目と整合していなければならない。

第十七条 株主資本は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載する。

2 株主資本に記載される科目の当事業年度変動額は、変動事由ごとに記載する。

3 剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示する。

4 当期純利益金額又は当期純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示する。

第十八条 その他利益剰余金は、第十六条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。

第十九条 評価・換算差額等は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載する。

2 評価・換算差額等に記載される科目は、当事業年度変動額を一括して記載するものとする。

第二十条 評価・換算差額等は、第十六条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、評価・換算差額等の合計額を前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。

第二十一条 新株予約権は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載する。

2 新株予約権の当事業年度変動額は、一括して記載するものとする。

第二十二条 株主資本等変動計算書は、別表第二号表の例による。

第二十三条 削除

第四章 貸借対照表

第一節 総則

第二十四条 削除

第二十五条 資産、負債又は純資産は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載する。

一 資産

流動資産

固定資産

有形固定資産

無形固定資産

投資その他の資産

繰延資産

二 負債

流動負債

固定負債

三 純資産

株主資本

資本金

資本剰余金

利益剰余金

評価・換算差額等

新株予約権

第二節 資産

第二十六条 流動資産は、現金及び預金、受取手形、海運業未収金、その他事業未収金、短期貸付金（株主、役員又は従業員に対する短期貸付金を除く。）、立替金（株主、役員又は従業員に対する立替金を除く。）、有価証券、貯蔵品、繰延及び前払費用（一年以内（貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。）に費用となるべきものに限る。）、代理店債権、繰延税金資産（流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で一年以内に取り崩されると認められるものに限る。）及びその他流動資産の科目に区分して記載する。

2 親会社株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十五条第二項及び第八百条第一項の規定により親会社の発行したものに限り。第四十条第二項第一号及び第二号並びに第四十一条において同じ。）のうち貸借対照表日後一年以内に処分されると認められるものは、流動資産に親会社株式の科目をもつて別に記載する。

第二十八条 その他事業未収金として記載すべきものうちその金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、事業の種類を示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

第二十九条 削除

第三十条 その他流動資産として記載すべきものうち、株主、役員又は従業員に対する立替金その他の短期債権、船内準備金、未収収益、未決算勘定その他の流動資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称（未決算勘定については、当該未決算勘定の内容を示す名称）を付した科目を別に設けて記載する。

第三十一条 削除

第三十二条 流動資産に属する資産に係る引当金は、当該各資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載する。ただし、次に掲げる方法によることを妨げない。

一 当該引当金を当該各資産科目に対する控除科目として一括して記載する方法

二 当該引当金を当該各資産の金額から直接控除した残高を当該各資産の金額として表示する方法

第二十七条 削除

第三十三条 有形固定資産は、船舶、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、器具及び備品、土地、建設仮勘定及びその他有形固定資産の科目に区分して記載する。

第三十四条 その他有形固定資産として記載すべきもののうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を附した科目を別に設けて記載する。

第三十五条 船舶、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、器具及び備品又はその他有形固定資産に対する減価償却累計額は、それぞれ当該資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に減価償却累計額の科目をもつて記載する。ただし、次に掲げる方法によることを妨げない。

- 一 減価償却累計額を当該各資産科目に対する控除科目として減価償却累計額の科目をもつて一括して記載する方法
- 二 減価償却累計額を当該各資産の金額から直接控除した残高を当該各資産の金額として表示する方法

第三十六条 船舶の減価償却については、定額法又は定率法（別表第十八号表の船舶の種類欄に掲げる船舶にあつては、定額法、定率法又は運航距離比例法）以外の償却の方法により行うことはできない。

2 前項の運航距離比例法とは、当該船舶の取得価額からその残存価額を控除した金額を当該船舶の生涯運航可能距離で除して計算した一定単位当たりの金額に各事業年度における当該船舶の実運航距離（当該船舶に備え置かれた船用航海日誌に記入された実測距離をいう。）を乗じて計算した金額を当該事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。

3 前項の生涯運航可能距離は、当該船舶の最大航海速力（海上試験運転における連続最大出力時の速力をいう。）に別表第十八号表に掲げる船舶の種類ごとに同表に定める係数を乗じて計算した値とする。

第三十七条 削除

第三十八条 無形固定資産は、のれん、借地権、ソフトウェア及びその他無形固定資産の科目に区分して記載する。

2 各無形固定資産に対する減価償却累計額は、当該無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として記載する。

第三十九条 その他無形固定資産として記載すべきもののうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を附した科目を別に設けて記載する。

第四十条 投資その他の資産は、投資有価証券、出資金、長期貸付金（株主、役員又は従業員に対する長期貸付金を除く。）、株主、役員又は従業員に対する長期貸付金、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権、長期前払費用、繰延税金資産（第二十六条第一項の繰延税金資産を除く。）及びその他長期資産の科目に区分して記載する。

2 次に掲げる資産は、それぞれ当該資産を示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

一 関係会社株式（売買目的有価証券に該当する株式及び親会社株式を除く。以下同じ。）

二 関係会社社債

三 関係会社出資金

四 関係会社長期貸付金

第四十一条 親会社株式のうち第二十六条第二項に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に親会社株式の科目をもつて別に記載する。

第四十二条 その他長期資産として記載すべきものうち、投資不動産、一年内に期限の到来しない預金その他の長期資産でその金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

第四十三条 第三十二条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

第四十四条 繰延資産は、創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金及び開発費の科目に区分して記載する。

2 各繰延資産に対する償却累計額は、当該繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として記載する。

第四十五条 削除

第四十六条及び第四十七条 削除

第四十八条 削除

第三節 負債

第四十九条 流動負債は、支払手形、海運業未払金、その他事業未払金、短期借入金（株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く。）、未払金、未払費用、未払法人税等（法人税、住民税及び事業税の未払額をいう。）、繰延税金負債（流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で一年内に取り崩されると認められるものに限る。）、前受金、預り金（株主、役員又は従業員からの預り金を除く。）、前受収益、代理店債務、引当金（資産に

係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。
第五十二条において同じ。）及びその他流動負債の科目に区分して記載する。

第五十条 削除

第五十一条 未払金として記載すべきもののうち、固定資産の取得に係る未払金、未払配当金その他の債務でその金額が負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

第五十二条 引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目に更に区分して記載する。

第五十三条 その他流動負債として記載すべきもののうち、株主、役員又は従業員からの短期借入金その他の短期債務、未決算勘定その他の流動負債でその金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称（未決算勘定については当該未決算勘定の内容を示す名称）を付した科目を別に設けて記載する。

第五十四条 削除

第五十五条 固定負債は、社債、長期借入金（株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。）、引当金（資産に係る引当金及び第四十九条の引当金を除く。第五十八条において同じ。）、繰延税金負債（第四十九条の繰延税金負債を除く。）、負ののれん及びその他固定負債の科目に区分して記載する。

2 関係会社からの長期借入金は、関係会社長期借入金の科目を別に設けて記載する。

第五十六条 第二十六条第一項に掲げる繰延税金資産と第四十九条に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に記載する。

2 第四十条第一項に掲げる繰延税金資産と第五十五条第一項に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に記載する。

第五十七条 削除

第五十八条 引当金は、退職給付引当金、特別修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目に更に区分して記載する。

第五十九条 その他固定負債として記載すべきもののうち、株主、役員又は従業員からの長期借入金その他の固定負債でその金額が、

負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を附した科目を別に設けて記載する。

の規定にかかわらず、資本準備金の次に当該準備金の名称を付した科目を別に設けて記載する。

第五十九条の二 第三十八条に掲げるのれん及び第五十五条に掲げる負ののれんがある場合には、両者を相殺した差額をのれん又は負ののれんとして無形固定資産又は固定負債に表示することができる。

第六十三条 削除

第六十四条 利益剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金を示す名称を付した科目をもつて記載する。

第四節 純資産

第六十条 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載する。

一 利益準備金

二 その他利益剰余金

2 資本金は、資本金の科目をもつて記載する。

2 法律で定める準備金で利益準備金に準ずるものは、第二十五条の規定にかかわらず、利益準備金の次に当該準備金の名称を付した科目を別に設けて記載する。

第六十一条 申込期日経過後における新株式申込証拠金は、第二十五条の規定にかかわらず、資本金の次に別に区分を設け、新株式申込証拠金の科目をもつて記載する。

3 その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づく設定目的を示す科目又は繰越利益剰余金の科目をもつて記載する。

第六十二条 資本剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金の名称を付した科目をもつて記載する。

第六十五条 自己株式は、株主資本に対する控除項目として利益剰余金の次に自己株式の科目をもつて記載する。

一 資本準備金

二 その他資本剰余金（資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外の資本剰余金をいう。）

第六十五条の二 自己株式の処分に係る申込期日経過後における申込証拠金は、第二十五条の規定にかかわらず、自己株式の次に自己株式申込証拠金の科目をもつて記載する。

2 法律で定める準備金で資本準備金に準ずるものは、第二十五条

第六十五条の三 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従

い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて記載する。

一 その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）

二 繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。）

三 土地再評価差額金（土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金いう。）

第六十六条 新株予約権は、新株予約権の科目をもつて記載する。

2 自己新株予約権は、新株予約権から控除しなければならない。ただし、新株予約権に対する控除項目として新株予約権の次に自己新株予約権の科目をもつて記載することを妨げない。

第五節 雑則

第六十七条 貸借対照表の様式は、別表第三号表の例に、貸借対照表の勘定科目の内容は、この章に定めるものの外、別表第十七号表の例による。

第五章 附属明細表

第六十八条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 海運業収益及び費用明細表
- 二 有価証券明細表

三 有形固定資産明細表

四 無形固定資産明細表

五 関係会社有価証券明細表

六 関係会社出資金明細表

七 関係会社貸付金明細表

八 社債明細表

九 長期借入金明細表

十 関係会社借入金明細表

十一 減価償却費明細表

十二 引当金明細表

2 前項各号の附属明細表の様式は、別表第四号表から別表第十五号表までに定めるところによる。

第六十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号の附属明細表の記載を省略することができる。

一 有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下の場合 有価証券明細表

二 有形固定資産の金額が資産の総額の百分の一以下の場合 有形固定資産明細表

三 無形固定資産の金額が資産の総額の百分の一以下の場合 無形固定資産明細表

四 当該事業年度末及び直前事業年度末における関係会社に対する貸付金の金額がそれぞれの事業年度末における資産の総額の

千分の五以下の場合 関係会社貸付金明細表

五 当該事業年度末及び直前事業年度末における長期借入金
の金額がそれぞれの事業年度末における負債及び純資産の合計額の
百分の一以下の場合 長期借入金明細表

六 当該事業年度末及び直前事業年度末における関係会社からの
借入金金額がそれぞれの事業年度末における負債及び資本の
合計額の千分の五以下の場合 関係会社借入金明細表

第七十条 削除

附 則

1 この告示による改正後の海運企業財務諸表準則（次項において
「新準則」という。）の規定（第三条の二第二号、第三条の四、
第二十六条第一項、第三十三条、第三十五条及び第四十条第一項
の規定を除く。）は、平成十八年五月一日以後終了する事業年度
に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係
るものについては、なお従前の例による。

2 新準則第三条第四項第四号、第三十八条第一項、第五十五条第
一項及び第五十九条の二の規定は、平成十八年四月一日以後開始
する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する
事業年度に係るものについては、なお従前の例による。